

65歳
以上の方

還付金詐欺

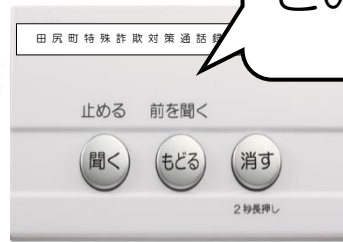
振り込め詐欺

特殊詐欺電話の通話録音装置 を貸し出します!



(イメージ図)

(電話回線)



この通話は録音します

電話で親族や自治体、銀行等の職員を名乗り、現金やキャッシュカードをだまし取るなどの特殊詐欺が多発しています。

田尻町では、高齢者の特殊詐欺被害等の未然防止を図るため、**特殊詐欺対策機器(自動通話録音装置)**を貸し出します。(30台:1世帯につき1台)

録音装置の機能

- ①電話に着信があると呼び出し音が鳴る前に「この電話の通話内容は防犯のため自動録音いたします」とメッセージが流れます。特殊詐欺犯には警告となり、被害を抑止することができます。
- ②警告メッセージを流した後は、電話の呼び出し音が鳴り、会話内容が自動録音されます。

対象者

町内に居住し、65歳以上の者がいる世帯

貸出期間

貸出日から最大6年間。貸出期間経過後、引き続き使用する場合は、装置を譲渡します。

貸出費用

装置の利用に係る電気代は利用者負担

申込方法

詳しくは裏面をご覧ください

下記申請先に申請してください。
申請が機器の貸出可能台数に達すると**受付終了**となりますのでご了承ください。



- ・装置の設置は、申込をされた方(もしくはご家族)で行ってください。(工事不要で簡単に設置可能)
- ・電話回線や電話機によっては、取付ができない場合があります。
- ・FAXや留守録機能、ホームセキュリティなどの機能が制限される場合があります。
- ・第三者への貸出しは禁止します。不適切な取扱いをした場合、返納をお願いすることがあります。



申請先・お問合せ 田尻町 総務部 安全安心まちづくり推進局

☎ 072-466-5009 FAX 072-466-5025

申込の流れ（令和5年度）

申請者

田尻町

① 申請

【申請受付】

受付時間：午前9時から午後5時まで
（土日祝は除く）

申請先：安全安心まちづくり推進局
（田尻町役場 別館2階）

申請方法：窓口持参・FAX・メール

【対象者】

町内に居住し、住民登録のある方で、
65歳以上の者がいる世帯

※来庁時には、対象となる方の住所、
氏名、年齢が明記されている物（健康
保険証・マイナンバーカード等）を
ご提示ください。

申請



② 受付及び選考

提出された申請書は、順次受付の上、
取得要件を審査します。
審査結果が決まった方から、決定通知
を送付し、貸出を決定した方には、
装置の貸し出しも行います。

※申請が機器の貸出可能台数に達す
ると、その時点で**受付終了**となります
ので、ご了承ください。

貸出の決定・
装置貸出

③ 貸出・取付

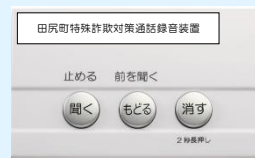
録音装置の受取・取付

取扱説明書をご覧になり、ご自身や
ご家族で取付を行ってください。
（工事不要で簡単に設置可能です。）

※貸出期間中にアンケートを行います
ので、ご協力をお願いします

④ 返却等

使用しなくなった場合は、町に返却
してください。
貸出期間は、6年間となりますが、
貸出期間を過ぎても継続して使用す
る場合は、装置を譲渡します。



装置イメージ



- ◆申請等の様式は、町のホームページからダウンロードしていただくか、安全安心まちづくり推進局の窓口にあります。
- ◆詳細な要件や不明なことなどは、下記までお問合せください。

田尻町 総務部 安全安心まちづくり推進局

☎ 072-466-5009 FAX 072-466-5025

メール kikikanri@town.tajiri.osaka.jp